

[事案 24-196] 年金受取一括請求

・平成 25 年 9 月 17 日 和解成立

※本事案の申立人は[事案 24-195]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

ドル建て個人年金の年金請求手続について、銀行員（募集人）の説明不十分を理由に、一括受取を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 9 月に契約した米ドル建て積立利率変動型個人年金保険（一時金付終身年金特約を付加）につき、年金支払開始日である平成 24 年 9 月を経過した後に、年金の一括受取を申し出たところ、「同特約を付加すると年金支払開始日後には年金の一括受取を請求することはできない」として拒絶された。以下の理由により、年金を一括で支払ってほしい。

- (1) 契約の際にそのような説明を受けたことはない。
- (2) 私は積立期間満了時に一括受取できることを希望していたのであり、年金でしか受け取ることができない商品は、希望と全く異なる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「一時金付終身年金特約」は、年金支払開始日を過ぎてしまうと、一括支払を請求することができなくなるという商品性を付加する特約であり、そのことは「年金のお受け取りにあたって」のご案内に記述している。
- (2) 当社から申立人に対して、年金支払開始日の約 3 ヶ月前に「年金支払開始手続のご案内」を送付しており、そこには一括受取の請求の締切りが年金支払開始日の前営業日であることが記述されている。さらに、年金支払開始日の約 1 ヶ月前になっても手続未了の契約者に対しては、「年金支払開始のお手続について（再案内）」を送付することをもって注意喚起および督促をしており、申立人に対しても、この再案内を送付している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、年金支払開始日後であっても、保険会社は、年金の一括受取の請求に応じるべきであるというものであるから、そのような内容の保険契約が、申立人と保険会社との間で成立したことを法的根拠とするものと判断する。

2. 申立人と保険会社との間で成立した保険契約の内容について

- (1) 生命保険契約は附合契約であるため、原則として、各種特約を含め保険約款の定める

内容に従って成立する。申立人の主張する「年金の一括受取」についても、「年金の一時支払」として約款に規定されており、約款の規定によると、保証期間付終身年金、確定年金、保証期間付夫婦年金には年金支払開始日後の「年金の一時支払」の制度が規定されているが、主たる保険契約に「一時金付終身年金特約」を付加した場合には「年金の一時支払」の取扱いはなされない。

- (2) 申立人と保険会社との間では、上記(1)のような内容で保険契約が成立していることになり（募集人が、年金受取に移行した場合は、一括受取できない旨の口頭での説明を行っていなくても影響はない）、年金支払開始日後であっても、年金の一括受取の請求をすることができるという内容の契約は成立していないと言わざるを得ない。
3. しかしながら、本件では、以下のとおり、申立人が年金支払開始日の前営業日までに、年金の一括受取の請求を行わなかったことについて、その結果をすべて申立人に帰責することは酷である事情も存在する。
 - (1) 約款によると、「一時金付終身年金特約」は「年金の一時支払」はできないのが原則であるが、年金支払開始日前に「年金の種類」を「確定年金」に変更することにより、例外的に「年金の一時支払」を受けることができる仕組みになっている。しかし、この仕組みは複雑であって、通常人が理解することは容易ではない。
 - (2) 募集時に用いられたパンフレットには、「一時金付終身年金特約」で「一括受取」をするためには、年金支払開始日前に年金の「一括受取」を請求しなければならないことが全く記載されていない。年金の受取方法が契約者の重要関心事の一つであることを考えると、不親切なパンフレットと言わざるを得ない。
 - (3) 募集人は、募集時に、申立人に対して、年金の一括受取をするためには年金支払開始日前に年金の一括受取を請求しなければならない旨を説明しておらず、この点には争いが無い。
 - (4) 保険会社は、年金支払開始日の約3ヶ月前に、一括受取の請求手続について案内書面を申立人に対して送付しているが、事情聴取の結果によると、募集人は、申立人が5年後の一括受取を希望していることを知っていたのだから、具体的に説明してあげることが、募集人としてあるべき対応といえる。